

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和4年8月26日（金曜日）9時56分～11時11分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長

オブザーバー 阿部議員、工藤議員、船本議員、逢坂議員

事務局 豊島局長、嶋元係長

（羽幌霊園現地調査 9時56分～10時19分）

小寺委員長

それでは、現地視察に引き続いて、ここで改めて課長のほうから説明をしていただいて、その後質疑に移りたいと思います。お願いいたします。

1 羽幌霊園の現状について

担当課説明

説明員 町民課 宮崎課長、田中係長、山本管理人（霊園管理棟のみ）

宮崎課長 10:36～10:37

それでは、先ほどの現地調査に続きまして、お手元に配付してございます施設の概要ですとか、使用に関する規定、あるいは利用状況等の詳細につきまして、この後担当係長より説明をいたしますので、よろしくお願ひします。

田中係長 10:37～10:42

座って説明させていただきます。まず、資料に沿って説明させていただきます。

羽幌霊園の現状について、まず1の概要なのですが、所在地が羽幌町寿町236番地にあります。面積が6万3,417平方メートル、供用開始については昭和52年10月からとなっております。開園時期についてはですが、例年5月から10月の期間となっております。管理体制については、管理人として会計年度任用職員を1名雇用しております。雇用期間は、開園時期と同じく5月から10月までとなっております。原則として平日の9時から12時の午前中の勤務となっております。

次に、墓地使用者の資格についてですが、次のいずれかに該当する場合、資格を有することとなります。羽幌町内に住所を有する者、羽幌町区域内に親族のある者、

羽幌町の区域内にある墳墓を改葬しようとする者、羽幌町に本籍のある者。

次に、墓地の使用料と管理料であります。区画が1区から7区までであるのですけれども、そのうち自由墓地と呼ばれるものが4区以外の区画になります。面積が9平方メートル、使用料は永代で9万円、管理料、永代で1万9,800円となっております。規格墓地につきましては、4区のみとなっております、面積が6平方メートル、使用料は6万円、管理料が1万3,200円となっております。

次に、霊園の使用規制ですけれども、自由墓地については碑石等が高さ3メートル以内、盛土が高さ0.3メートル以内、囲障が高さ1.5メートル以内、樹木が高さ2メートル以内となっております。規格墓地については、碑石は規格、決められた形をしたものとなっております、盛土、囲障、樹木に関しては禁止となっております。

次に、霊園の利用状況についてです。過去、令和2年度につきましては墓地の使用承認が3件、墓地の返還が4件、令和3年度につきましては使用承認が2件、墓地の返還が7件、今年度、令和4年度につきましては使用承認がまだなくゼロ件で、墓地返還が1件という状況となっております。

次に、墓碑の建立状況ですけれども、こちらは令和4年の7月末現在の数字となっておりますけれども、各区画別に数字を出しております。全体で総区画数が731、そのうち使用承認が694、残数が37件、使用承認のうち、墓碑が既に完成している件数が670件、まだ未着工の関係が24件という状況となっております。

次のページへ行きまして、羽幌霊園の整備状況についてです。直近の5年間の状況を記載しております。平成30年度に羽幌霊園の給水管布設工事として給水管を新たに布設したほか、水くみ場を更新しております。給水管の総距離が426メートル、水くみ場の更新1か所で撤去が6か所となっております。同じく平成30年度に羽幌霊園排水整備工事、これ7区の北側に発生した水たまりを解消するために雨水ますを1か所設置しております。次に、令和元年度ですけれども、羽幌霊園給水管修繕ということで、6区、7区間の水くみ場の漏水がありましたので、そこを修繕しております。同じく令和元年度に外灯ポールの修繕ということで、腐食した外灯ポールの修繕12基行っております。次に、令和2年度に霊園のトイレの給水管修繕ということで、漏水した配管の修繕を行っております。令和4年度につきまして、排水設備修繕ということで、破損、欠落したトラフ及び蓋の修繕ということで、トラフ28本、蓋を176枚修繕しております。

最後に、霊園の平面図、参考につけております。

資料については以上となります。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある方。

－主な協議内容等（質疑）－ 10:42～11:11

平山副委員長 私のほうから3点ほどお聞きします。先ほど現地でもお話が出ていたと思うのですが、まず管理棟についてですけれども、玄関の網戸ということで、かなり暑くても玄関開けられない状態だと、虫がすごく入ってきて。それで、何とか網戸つけていただきたいという要望というか、その辺はどうでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。管理のほうに係るそういった消耗品関係等を含めまして、今後においても管理人さんのほうともお話を聞きながら、実態を聞きながら対処していきたいというふうに考えております。

平山副委員長 それから、2点目、トイレのことなのですけれども、水洗ではないですよ、あそこのトイレは。換気扇もついていない状態で、悪臭がすごいという話なのです。その辺はどのように考えていますか。

宮崎課長 お答えします。トイレの件のご意見だったのですけれども、そういった意見は細かい部分で私も正直承知していない部分があったので、その辺先ほどの件を含めて管理人と、よく話を聞きながら、今後の対処についてどういうふうにしていくか考えていきたいというふうに思います。

平山副委員長 もう一点、これも先ほど現地に出ていたのですけれども、霊園の看板についてなのです。道しるべというわけではないのですけれども、そういう部分で入ってくる人たちが分からないというような状況も発生しているみたいですし、その辺の考えについてはどうでしょう。

宮崎課長 お答えいたします。ただいまの件につきましては、私来てからは取り立ててそういうものはお話がなかったので、正直今のところは考えていなかったのですけれども、今後どういった形がいいのか、改めて考えていって対処していきたいというふうに思います。

舟見委員 墓碑の建立状況で未着工数が1区から7区までで24の合計になっているのですけれども、長い未着工の期間というのはどのぐらいになっている

のでしょうか。

田中係長 お答えいたします。一番古いものでいうと昭和51年となっているので、区画を分譲し始めた頃に申請した方でまだ未着工の方がいらっしゃるという状況になっています。

舟見委員 それで、長いやつでしたら、管理状況とか何かは、草刈りとか何かは、持ち主というか、使用権持っている方はされているのですか。

宮崎課長 お答えいたします。管理につきましては、一度使用者の方から申請があって、承認をしているという状況にありますので、基本的には使用者の方の管理になるかというふうに思います。

舟見委員 それで、そういう状況で長いのが昭和51年ということを知ったのですが、これからは墓じまいで使用権を返せば、それは管理としては羽幌町になるのですよね。ただ、使用権が個人のほうに行っている場合にはその個人の使用ということで、管理責任も全て個人ということで、雑草とか何かもそのままの状況ということなのですか、そうしたら。何か改善する手だてってないのでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。管理の面につきましては、先ほど申し上げたとおりなので、委員おっしゃるような現実があるとしたら、そういう懸念といいますか、よくない状況もあろうかと思っておりますので、その点については私どもも改めて確認をしながら、最善の対処はどうなのかというところを考えていきたいなというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

小寺委員長 それに関連してちょっと質問させていただきます。使用料なり管理料、契約するときに、例えば町の売り出した土地とかだと3年以内に建ててくださいだとか、そういうくくりとかあってきつとあると思うのですが、条例上なり契約の中で購入、使用権なり管理料を契約するときに何年以内に着工というのはあるのかなのか、または昭和51年当時はなかったけれども、改正なりして今はあるのか。その辺ルール上というか、

そういうのはどうなっているのでしょうか。

田中係長 お答えします。条例上ではそういった決まりは決めてはいないのですが、墓地の使用承認審査された方には3年以内に建立してくださいというお願いはしております。

宮崎課長 現状は今係長申し上げたとおりなのですが、そういうことで当初相手方に伝えていることもあるので、その後のフォローアップといいますか、どういうふうになっているのかということを含め、今後確認をしながら、必要な連絡ですとか、そういうこともできるのかどうか。可能ならばやっていきたいなという考えはあります。

小寺委員長 もし条例の改正も必要、口頭なので、それを聞いていなかったとか、そういうのでなかなか手つかず、現在の状況とかもありますので、この辺も何かルールづくりですとか、ペーパーですとか、そういうのを含めて今後、管理も含めてなのですが、検討いただければと思います。

村田委員 私から2点ほど、まず1つ目は2ページの霊園の平面図を見ていただきたいのですが、1区から7区までであった中で、道路沿いに駐車場というのがあるのですが、2区のところには駐車場がないのですが、実際にはそこにはかなりの方が墓参りのときは車を止めている状態で、昔少しならしたのか、はっきり分からないですが、土工のままで、雨なんか降ったときはぐちゃぐちゃになってしまうような状態なので、2区の、市街、町のほうから上がっていく人から、そこに車止める人から、結構いるので、もしどこかで予算がついてきたら、ここをきちんと駐車場として舗装で車止めやすいようなことも検討してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。ただいまの件につきましては、また改めて現地も確認しながら、今までの利用形態も確認しながら、今後どういった対応ができるのか、まずはちょっと考えてみたいなというふうに思います。

村田委員 もう一点、7番目にちょっと書いてあるのですが、令和元年に外灯のポ

ール修繕ということで、腐食している外灯ポールの修繕を12基していますということなのですが、まずこの12基というポール、かなりの数立っていますが、どういう修繕をしたのでしょうか。

田中係長 お答えします。こちら根本部分が腐食しておりましたので、そちらの部分を補修しております。

村田委員 そうしたら、自分も知っているところで腐食しているポール分かっているのですが、根本に鉄板当ててバンドみたいので、それともきちんと鉄板を当てて溶接をし直したのか、たまに中には上も腐食して穴空いているようなポールも見受けられるのですが、この12基のほかに、きちんとお話ししますと昨年、今年と外灯のポールにスズメバチの巣がつけられて、駆除はしていただいたのですが、2年続けてポールの下も上も穴が空いていると、かなり腐食が進んでいて、蜂の巣があるから、そうやって蓋をしたのか分からないのですが、強風とか吹雪になると倒れて、倒伏して墓石に当たったりした場合のことも考えると建て替えしたほうがいいのではないかなと思う外灯も見受けられるのです。それは自分が見たのは去年、おとしなので、令和元年のときにはそうでないところを修繕しているということなので、ここら辺はもう一回見直して、直し方によっては強度的に不足しているものがあれば、これは予算が絡むので、何かのときに建て替え、なければ困りますから、撤去ということにはならないと思って、建て替えは検討したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の考え方はどうでしょう。

宮崎課長 お答えいたします。補修、前回行ったときから数年たっているということもございまして、もしかすればそのときに全部のポールを修繕をしていない部分もあろうかというふうに認識はしています。それで、年数が経過しているものですから、その辺も併せて改めて現状確認をしまして、対処法を考えていきたいなというふうに思います。

金木委員 経費的などころでいうと、管理人だとか、あとは電気代、水道代、あとは夏場の草刈りだとか、そういった費用はぱっと思い浮かぶのですが、経常費、あるいは突発的な補修代とかも出てくるのかもしれないけれど

ども、例年およそどのぐらいの予算規模で霊園関係では推移しているのかお聞きします。

宮崎課長 お答えいたします。経常的な経費で申し上げますと、本年度の予算ベースで総額で84万2,000円の経費で行っております。その中身としましては、需用費関係、それから役務費関係、それと委託料、これは草刈りですけれども、含まれた中での予算で行っております。それと、それ以外に臨時費ということで、本年度の場合ですと、先ほどちょっと御覧いただいたかと思うのですが、修繕関係ございましたので、それが70万ほどという状況になっています。経常的経費につきましては、今詳細なデータはありませんので、細かい部分はちょっと分かりませんが、大体同じ程度で推移しているというふうに認識をしています。

金木委員 そうすると、区画を契約とかして買って、使用料とかも発生したら、そういう使用料収入はあるけれども、毎年決まった収入は別にないわけですよ、そういうものですよ。

宮崎課長 お答えいたします。収入、充当する財源の部分につきましては、ただいま委員さんがおっしゃられた土地の使用料が新たに使用承認があった場合には入ってきます。それが令和4年度ベースの予算で見ますと21万の予算を組んでいて、その結果実績はまたそのときの状況によるのですけれども、財源としてはこの部分のみです。

金木委員 あと、ちょっと話は変わるのですが、6年前ですか、2016年の9月議会で磯野議員が一般質問で共同墓地、安価で共同利用できるような、そういうものも必要ではないかと、その必要性の認識だとか検討なりの質疑が行われていたのですが、そのときはまるっきり回答としては一切考えない、考える必要もない、アンケートを取る考えもないというお答えだったと思うのですが、その後6年たっているのに、何か新たな動きやら検討やらがもしあるのであれば、その辺の状況をちょっとお聞きしたいと思います。

宮崎課長 お答えいたします。ただいま委員のご意見の部分につきましては、今現

時点ではそのときの考え方とは変わっていません。先般、今回理事者のほうも現地調査ということで所管施設を見て、今回工事のあった関係もありましたので、霊園のほうも見ていただいています。その中では、その部分についても前そういう意見があったということも認識した中で見たのですけれども、この辺りは以前と考えは変わっていないという状況でした。以上です。

金木委員 具体的にどのぐらいの声があるかというのは私も聞いてはいないのですが、管内的には留萌市さんでも市で設置していると聞いていますし、あと町村ではどうなのか、私も調査していないので分かりませんが、私の関係しているお寺でも一部で檀家さんからそういうような声も、墓じまいをしたいとか、共同的な利用できるようなものが欲しいとか、そういう檀家さんの声も一部にはあるのだよねという話は聞いているのです。ただ、それだからこそ、だからといって町がどうこうというところまでいくのかどうかはまた検討の余地はあるのかなと思うのですけれども、町内のお寺さんは幾つあるのかな、4つ、5つあるのかな、民間がやっているところですから、あまり出しゃばってもできないかもしれませんが、どんな声や実態やらがあるのかぐらいは何かの折に聞くなり、調査といたらちょっと堅苦しいですけれども、アンケート調査といたらまたあれですけれども、何らかの聞いてみるとか、そういう動きもあってもいいのかなという気はするのですけれども、まだそんなことは全然、どうなのでしょう。理事者がそうであればちょっと動きづらいのかもしれませんが、確かにあると思いますよ、町内でもそういう声はと思うのですけれども、その辺はどうなのかなと思いますけれども、お願いします。

宮崎課長 お答えいたします。現状では先ほどちょっと申し上げたとおりというような状況ですので、まずはそういったご意見が事実あったということをご共有していきたいというふうに思います。

森 議長 現場でもいろいろお話もあったと思いますし、今ここでもそれぞれのお話あったのですが、ここで原点に戻るような話で申し訳ないのですが、単純に箇条書き的な表現でいいのですが、行政として現状の課題、それ

から今後の課題、それについて端的に、先ほど説明ではなかったですので、考えていることを今お聞きしたいと思います。

宮崎課長 お答えいたします。現状としては本日申し上げたような状況がある中で、利用状況が減少傾向にあるという部分、それと先ほど委員のほうからもちよっとご指摘があったかと思うのですが、使用承認をしながらも未着工の件数というのが二十数件あるということもありますので、この辺の状況を捉えて、今後どういうふうに考えているのかですとか、そういったやり取りもしていく必要はあるのかなというふうに思います。あと、使用料につきましては、管理料も含めまして当初使用承認をするときに料金をいただいた後は、その後徴収していないような状況があるので、その後いろいろともろもろの費用も、先ほどちよっと申し上げたようなことで費用もかかってくる部分があるものですから、その辺の費用の関係についても今後最善の形はどういうのがいいのかという部分については考えていく必要があるのではないかとというようなところで考えております。

森 議長 そういうことに関連するような気がするのですが、この質問を続けますけれども、実態として694、実際に建っていますということですが、恐らくもう何年も墓参りに来ていなくて、事実上放置というのが相当数あるのではないかと。実際に具体的に一、二は聞いていますけれども、恐らくそんな数字ではないだろうと思います。だから、将来にわたっては親族も代替わりしていく中で、霊園に墓があること自体は知識として知っていてもほとんど所有しているという意識がない中で、将来にわたっては朽ちたり倒れたりとかということも当然出てきます。だから、そこで現状の使用料を当時払った人が亡くなって、その息子さんがいたり、その孫がいたりというような、そういう変遷については町のほうで追えているのでしょうか。

宮崎課長 お答えいたします。ただいまの件は、使用承認が当初あった方が何らかの形で替わった場合の継承の部分。

森 議長 継承というか、持ち主が誰かということをきちっと。どんどん替わって

いくので、そういうことを。例えば具体的に言うと、連絡する相手を常に押さえている仕組みになっているのかということの表現のほうが分かりやすい。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:04~11:04)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮崎課長 お答えいたします。ただいまの件に関連しまして、何かあった場合の連絡先等という部分につきましては、現状では使用承認あったときに使用者の連絡先は当然確認はしているのですが、その他の例えば親族ですとかの方の連絡先というのは現状押さえてはいません。書くような形になっていないのです。それで、何かあったときにというところもちょっとあろうかと思いますので、今時点で今のご意見も踏まえて、今後課題になってくる可能性としてはあるのかなというふうに思いますので、その中でどういった対応ができるのかというところも今後考えていく必要があるのかなというふうに思います。

森 議長 関連して、45年前ですから、そのときに使用許可出した人というのはある程度年齢のいっている方がほとんどでしょうから、過半数以上がもう既に亡くなっている可能性もあると思います。同時に、今の段階では息子さんなりが地元に残っているということも今のうちはまだありますけれども、どんどん遅くなっていくとそれだけ、行方不明というか、連絡取れないというようなことが増えるような気がします。だから、どこかの段階でできる範囲のところからそういう形でしておかないとどんどん困難になっていきますので、今の答弁では検討しますということですので、ぜひよろしく願いいたします。

あともう一点、先ほどの質問とちょっと離れますけれども、墓じまいが表に出ているうちはこういうことだと思いますけれども、先ほど言った実質ただ置いているだけというようなことも含めて、墓じまいをしていただけるという方はやっぱり気にして、責任感を持ちながら届出を

してやってくれていると思います。やる人は、町民課のほうに問合せをして所定の手続をすると思いますが、議員としてもそうですし、それから幅広く、ハードル高いような、もうしなければなという話はよく聞くのですけれども、ハードル高くて町民課に聞けないということもありますので、今時点で簡単な、本当にごく簡単なことでいいのですけれども、個人が墓じまいするときのプロセス、例えば町民課に行って、どういう手続があつてということを手軽に説明してもらいたいと思います。

田中係長 お答えいたします。まず、お墓にお骨が納骨されている場合ですけれども、そちらを移す手続が必要になります。改葬許可というのですけれども、どちらに移すかというような許可が必要となります。あと、お墓を撤去していただく必要があるので、そちらの工事の届出が必要となります。工事完成したら、工事の完成届と墓地の返還届というものを提出してもらって、返還が完了という形になります。以上です。

森 議 長 繰り返しになりますけれども、遺骨を移す、遺骨という言い方が分かりませんが、それから墓を撤去する。最終的には返還ということで、これは個人が全て自分たちでやって、その上で最終的に当然町民課のほうに終わりましたということを出すということですか。そういう説明をただ確認しているだけなのですけれども、その際に最初の骨移すとか、墓を壊すのは事前に許可が要るわけですよね。移すほうは要らないかなと思うけれども、宗教的なところで処理するのか、墓を壊しますというのは、先に壊す届出をして、許可をもらって、最後に終わりましたということ返還届、2回行くということではないのでしょうか、違いますか。

田中係長 まず、お骨を移す場合についても事前に許可が必要となります。墓地を壊すときにも、工事始める前に手続が必要となります。工事完成して、工事が完了したという届出を出してもらおう流れになります。

森 議 長 広報に載せたからって見るわけでもないかなとは、一発物であれば。できれば、ホームページあたりはずっと残っていくので、町民課のあれというところで、今のプロセスとかを見て、例えば詳しいことはホームペ

ージで見てくださいとか、載っていますとかと言えるようなものが
必要かなと思います。繰り返しになりますけれども、相当潜在、六百九十
幾つの中に潜在的にはかなりの数が将来の不安というか、持っていますし、
墓じまいをどこか視野に入れているというのが、正確なパーセンテージ
は分かりませんが、それが今後の課題になっていくなと思います
ので、先ほど一番最初に言った所有者の確認ができるような体制をと
ることも含めて縮小の中でのことが一番肝腎だと思いますので、今後
日々の業務の中で一つ一つ改善してもらいたいと思いますので、よろし
くお願いします。終わります。

小寺委員長 答弁はいいですか。

森 議長 いいです。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) では、私から。例えば墓じまいを
して空き地になった土地というのですか、区画があつて、昔は抽せん
とかで決めていたのですけれども、今はそういう希望とかつて、何区画の
そこを使用したいという、そういう希望は聞くのでしょうか。

田中係長 お答えします。空いている区画であれば、どこどこの区画使いたいとい
うことであれば、そちらは承認しております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、今
日の羽幌霊園の現状について、現地調査も含めて終了したいと思います。
どうもありがとうございました。